

# 小規模事業者持続化補助金

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

- 1. 補助対象事業** 策定した経営計画に基づいて実施する地道な販路開拓等のための取り組みであること。あるいは販路開拓等の取り組みと併せて行う業務効率化（生産性向上）のための取り組みであること。

下記①・②・③の取り組みは加点対象となります。

- ①事業承継に向けた取組
- ②経営力向上計画の認定事業者
- ③購入型クラウドファンディングで一定規模以上の支援金額を集めた事業者



※小国町は総務省が定める『過疎地域』に認定されているため加点対象となります

- 2. 補助対象経費** 使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できる経費、交付決定日以降に発生した経費、証拠資料で金額が確認できる経費等

- 3. 補助上限額** 50万円（補助対象経費の3分の2以内）

※買物弱者対策の取組・創業等支援事業の支援を受けた事業者については、補助上限額が100万円に引き上がります。

- 4. 補助対象者** 小規模事業者

※卸・小売・サービス業（宿泊・娯楽業以外）：常時使用する従業員数が5人以下  
サービス業のうち宿泊業・娯楽業・製造業その他：常時使用する従業員数20人以下  
（従業員数は個人事業者本人及び同居の親族従業員を除く）

- 5. 受付締切** 令和元年6月28日（金）〈一次締切〉

令和元年7月31日（水）〈二次締切〉

提出には小国町商工会が作成交付する様式4、様式6が必要です。

詳しい内容につきましては、熊本県商工会連合会ホームページに掲載してあります公募要領等をご確認ください。  
<http://www.kumashoko.or.jp>